

**Q6-4.確定申告形式について教えてください。**

台湾における法人税額の計算は、日本と同様、会計帳簿に基づき、税務上必要な加算、減算を行い、課税所得を計算し、それに税率を適用して税額を計算するのが原則的な方法です。自社で申告書を作成し、申告を行うこともできますが、会計士その他の代理人に申告を委託することもできます(所得税法第102条第1項)。

**お願い:**

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。